

○厚生労働省告示第九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第1の1中(197)を(199)とし、(173)から(196)までを(175)から(198)までとし、(172)を(173)とし、その次に次のように加える。

(174) ブレンシキシマブ シドチン（遺伝子組換え）

別表第1の1中(171)を(172)とし、(127)から(170)までを(128)から(171)までとし、(126)の次に次のように加える。

(127) ツロクトログ アルファ（遺伝子組換え）